

# 次期「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」原案（概要版）

別紙

第1章 計画策定に関する基本的な考え方	
1 計画の性格	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画
2 計画期間	平成27年度～平成31年度

第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題	
1. 相談の状況	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 715件(21年度)→897件(25年度)
2. 一時保護の状況	DVによる一時保護件数 61件(21年度)→83件(25年度)
3. 法律相談の実施状況	法律相談の件数 92件(21年度)→108件(25年度)
4. 保護命令制度	保護命令受付件数(大津地方裁判所受付分) 29件(21年度)→33件(25年度)
5. DVに関する県民意識	DVの認知度(「内容まで知っている」人) 79.3%(21年度)→82.4%(26年度)
6. 国の制度の動向など社会情勢の変化	DV防止法が改正(H25. 6)され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法律の適用対象となった。
7. DVをめぐる課題の整理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 広報啓発活動等により、DVの未然防止に取り組むとともに、被害の拡大防止のために被害者の早期発見と相談体制の充実を図ることが必要。</li><li>○ 被害者の安全確保のために、被害者を迅速に保護するとともに、関係機関・団体が連携協力し、被害者の自立支援に取り組むことが必要。</li><li>○ DVに関する児童虐待から子どもを守り、子どもの安心で安全な生活に向けた継続的な支援が必要。</li></ul>

第3章 基本理念と施策の柱	
<b>基本理念</b>	配偶者からの暴力が犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの基本的な考え方のもと、人権が擁護され、男女が互いを尊重する社会の実現を目指します。
<ul style="list-style-type: none"><li>○ DVを容認しない社会</li><li>○ 被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会</li><li>○ 被害者が自立し、安全に安心して暮らすことのできる社会</li></ul>	

第4章 具体的施策	
(施策の柱)	(取組例)
I 教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○人権教育・学習の充実</li><li>○人権啓発</li><li>○子どもに関わる職員等に対する研修</li><li>○DV理解のための広報・啓発の実施</li><li>○学校における未然防止に向けた教育の充実</li><li>○市町における広報・啓発の推進</li></ul>
II 早期発見・相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○被害の早期発見・通報のための広報・啓発</li><li>○医療・福祉関係者への啓発</li><li>○配偶者暴力相談支援センターにおける法律相談実施などの相談機能の充実</li><li>○警察における女性警察官の配置などの相談業務の充実</li><li>○相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発</li><li>○加害者相談の実施</li></ul>
III 被害者の安全確保および保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○緊急時の安全の確保の徹底</li><li>○一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施</li><li>○被害者の心身の状況に応じた一時保護</li><li>○保護命令制度の利用に対する支援</li><li>○住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続の実施</li><li>○被害者の個人情報の管理の徹底</li></ul>
IV 被害者への切れ目のない自立支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○公営住宅への入居支援</li><li>○アパート等入居のための身元保証</li><li>○就業の支援</li><li>○就職に向けた技術等の取得のための支援</li><li>○生活保護制度等の円滑な運用</li><li>○被害者の安全確保の徹底</li><li>○法律相談の実施</li></ul>
V 子どもを守る取組と支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○市町要保護児童対策地域協議会の活用</li><li>○継続的な見守り活動の推進</li><li>○子どもの学習支援や心理的ケア</li><li>○一時保護施設退所後の子育て・子育ち支援</li></ul>
VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力	<ul style="list-style-type: none"><li>○円滑に連携するための体制づくりの推進</li><li>○市町のDV対策基本計画の策定支援</li><li>○民間団体に対する援助および連携</li><li>○保健所、市町保健センターとの連携</li><li>○滋賀県DV問題対策会議を活用した情報交換・事例検討、地域のネットワークづくりの推進</li></ul>

(主な指標)

配偶者暴力相談支援センターの認知度

(H26) 6.9%  
(H31) 50%

市町における基本計画の策定数

(H25) 11市町  
(H31) 全市町

若年層向けDV防止啓発用DVDを活用している県立高等学校数

(H26) 16校  
(H31) 47校